

イ 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士が一名以上配置されていること。

ロ 小児患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

八 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等

(1) 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準

イ 回復期リハビリテーションの必要性の高い患者を八割以上入院させ、病棟単位で行うものであること。

ロ リハビリテーション科の医師、理学療法士及び作業療法士が適切に配置されていること。

ハ 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

ニ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ホ 看護補助者の数が、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

ト 適切な理学療法又は作業療法の実施計画を作成する体制及び適切な当該理学療法又は作業療法の効果、実施方法等を評価する体制がとられていること。

(2) 回復期リハビリテーションを要する状態

回復期リハビリテーションを要する状態は、別表第九に掲げる状態とする。

九 特殊疾患療養病棟入院料の施設基準

(1) 特殊疾患療養病棟入院料 1 の施設基準

イ 脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を概ね八割以上入院させる一般病棟又は療養病棟であつて、病棟単位で行うものであること。

ロ 当該病棟における看護職員及び看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すことに一以上であること。

ハ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。

ニ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ホ 特殊疾患療養を行ふにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 特殊疾患療養病棟入院料 2 の施設基準

イ 重度の肢体不自由児（者）等、重度の障害者（(1)のイに掲げる者を除く。）を概ね八割以上入院させる一般病棟、療養病棟又は精神病棟であつて、病棟単位で行うものであること。

ロ (1)の施設基準のロからホまでを満たすものであること。

十 緩和ケア病棟入院料の施設基準

イ 主として末期の悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群に罹患している患者を入院させ、緩和ケアを病棟単位で行うものであること。

ロ 当該病棟における患者の入退棟を判定する体制がとられていること。

ハ 健康保険法第四十三条第二項に規定する選定療養としての特別の療養環境の提供に係る病室が適切な割合であること。

（7）財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていること。
（8）精神科救急入院料の施設基準等

イ 主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。
ロ 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ 医療法施行規則第十九条第一項第四号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配

置かれていること。

二、当該病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すことの一以上であること。

本當該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されており、かつ、当該病棟を有する保険医療機関に常勤の精神保健指定医が五名以上配置されていること。
△当該病棟に常勤の精神保健指定医が二名以上二つ端数を除一〇一二二

ト
ヘ
当該病棟における看護師の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すことにより以上であること。

精神科救急医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

精神科救急医療を行うにつき十分な構造設備を有していること。精神科救急医療に係る実績を相当程度有していること。

精神科救急入院料の対象患者は、別表第十に掲げる者とする。
精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等

通則　イ　主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単

位として行うものであること。
口 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されているこ

ハ 医療法施行規則第十九条第一項第四号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配
と。

二 当該病院に他の精神病棟を有する場合は、精神病棟入院基本料1から5までのいずれか又は置かれていること。

は特定入院料を算定している病棟であること。
当該地域における精神科救急医療体制の確保のために整備された精神科救急医療施設であ

イ 当該病棟を有する保険医療機関は、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。

当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二・五又はその倍数を増すことに一以上であること。

二 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

精神科急性期治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
精神科急性期治療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

精神科急性期治療病棟入院料2の施設基準
当該病棟を有する保険医療機関に、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当

該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。
当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごと

ハ に一以上であること。
当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

二 当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

精神科急性期治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。
精神科急性期治療を行うにつき適切な構造設備を有していること。

精神科急性期治療病棟入院料の対象患者は、別表第十に掲げる者とする。
精神療養病棟入院料の施設基準

イ　主として長期の入院を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。

口 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ 医療法施行規則第十九条第一項第四号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。

イ 当該病棟を有する保健医療機関に、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。

ロ 当該病棟における看護職員及び看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。

二 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

精神療養を行なうにつき十分な体制が整備されていること。

精神療養を行なうにつき十分な構造設備を有していること。

(3) 精神療養病棟入院料2の施設基準

イ 当該病棟を有する保健医療機関に、常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。

ロ 当該病棟における看護職員の数は、六以上であること。

ハ 精神療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 精神療養病棟入院料1の施設基準

イ 当該病棟を有する保健医療機関に、常勤の精神保健指定医が二名以上配置され、かつ、当該病棟における看護職員及び看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。

(1) 老人一般病棟入院医療管理料に係る包括病床群の施設基準

イ 当該病棟における看護職員の数は、六以上であること。

ハ 精神療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(3) 老人一般病棟入院医療管理料に係る包括病床群の施設基準

イ 当該病棟における看護職員の数は、六以上であること。

ハ 精神療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(4) 老人一般病棟入院医療管理料に含まれる費用

老人一般病棟入院医療管理料を算定する患者に対して行つた検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断、リハビリテーション及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該一般病棟入院医療管理料に含まれるものとする。

(3) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料の施設基準

主として急性期の集中的な治療を要する老人性痴呆疾患患者を入院させ、病棟単位で行なうこと。

（2）当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

（3）当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) 老人性痴呆疾患治療病棟入院料の施設基準

老人一般病棟入院医療管理料を算定する老人性痴呆疾患患者を入院させ、病棟単位で行なうこと。

（2）当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

（3）当該病棟における看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(5) 診療所老人医療管理料の施設基準

在宅療養計画に基づく入院医療専用の病床における看護職員及び看護補助者の数は、当該専用の病床に入院している患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

（2）当該病棟における看護職員及び看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

二 短期滞在手術基本料を算定する手術は、別表第十一に掲げるものとすること。

一 (1) 局所麻酔による短期滞在手術を行つて十分な体制が整備されていること。

(2) 短期滞在手術を行うにつき回復室その他適切な施設を有していること。

(3) 当該回復室における看護師の数は、常時、当該回復室の患者の数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

三 短期滞在手術基本料2の施設基準

(1) 全身麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔による短期滞在手術を行つて十分な体制が整備されていること。

(2) 短期滞在手術を行うにつき適切な施設を有していること。

第十一 経過措置

一 平成十四年九月三十日までの間は、第四の二の(2)の①の3及び第四の二の(3)の①の3中「二十一日」とあるのは「二十五日」と、第四の二の(2)の②の3及び第四の二の(3)の②の3中「二十六日」とあるのは「二十八日」と、第八の三の③及び第八の四の③中「十七日」とあるのは「二十日」と読み替えて適用する。

二 平成十五年三月三十一日までの間は、第四の三の②のイ及びロ中「五」とあるのは、「六」と読み替えて適用する。

三 平成十五年八月三十一日までの間は、第四の八の(1)中「老人入院比率」とあるのは「主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として医療法等の一部を改正する法律による改正前の医療法第二十一条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可若しくは医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）による改正前の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の承認を受けた病院の当該許可又は承認に係る特例許可病棟又は老人入院比率」と、「医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）による改正前の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条」とあるのは「同令第十九条」と読み替えて適用する。

四 当分の間は、第九の十一の(1)のロ、第九の十二の(1)のロ及び第九の十三の(1)のロ中「医師の員数以上の員数」とあるのは「医師の員数以上の員数（医療法施行規則第四十九条及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）附則第九条から第十七条までの規定の適用を受ける病院にあつては、これらの規定の適用を受けける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数以上の員数）」と、第九の十一の(1)のハ、第九の十二の(1)のハ及び第九の十三の(1)のハ中「看護師及び准看護師の員数以上の員数」とあるのは「看護師及び准看護師の員数以上の員数（医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第九条から第十七条まで及び第二十条の規定の適用を受ける病院にあつては、これらの規定の適用を受けける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない看護師及び准看護師の員数以上の員数）」と読み替えて適用する。

五 平成十四年三月三十一日において緩和ケア病棟入院料に係る届出を行つてている病棟については、第九の十の(7)の規定は、当分の間、適用しない。

別表第一 病院歯科初診料1に係る手術

J 0 1 3	口腔内消炎手術（頸炎又は頸骨骨髓炎等に限る）
J 0 1 6	口腔底悪性腫瘍手術
J 0 1 8	舌悪性腫瘍手術
J 0 3 1	口唇悪性腫瘍手術
J 0 3 2	口腔、頸、顔面悪性腫瘍切除術
J 0 3 5	頬粘膜悪性腫瘍手術
J 0 3 6	術後性上頸囊胞摘出手術
J 0 3 9	上頸骨悪性腫瘍手術
J 0 4 2	下頸骨悪性腫瘍手術
J 0 4 3	頸骨腫瘍摘出手術
J 0 4 6	歯槽骨骨折観血的整復術
J 0 6 8	上頸骨折観血的手術

J 0 6 9	上顎骨形成術
J 0 7 0	頬骨骨折観血的整復術
J 0 7 2	下顎骨骨折観血的手術
J 0 7 5	下顎骨形成術
J 0 7 6	顔面多発骨折観血的手術
J 0 8 7	上顎洞根本手術
別表第二 平均在院日数の計算対象としない患者	
一 新生児入院医療管理加算を算定する患者	児童・思春期精神科入院医療管理加算を算定する患者
二 新生児特定集中治療室管理料を算定する患者	新生児特定集中治療室管理料を算定する患者
三 総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者	総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者
四 広範囲熱傷特定集中治療室管理料を算定する患者	広範囲熱傷特定集中治療室管理料を算定する患者
五 一類感染症患者入院医療管理料を算定する患者	一類感染症患者入院医療管理料を算定する患者
六 特殊疾患入院医療管理料を算定する患者	特殊疾患入院医療管理料を算定する患者
七 小児入院医療管理料1を算定する患者	小児入院医療管理料1を算定する患者
八 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者	回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
九 特殊疾患療養病棟入院料を算定する患者	特殊疾患療養病棟入院料を算定する患者
十 緩和ケア病棟入院料を算定する患者	緩和ケア病棟入院料を算定する患者
十一 精神科救急入院料を算定する患者	精神科救急入院料を算定する患者
十二 精神科急性期治療病棟入院料を算定する患者	精神科急性期治療病棟入院料を算定する患者
十三 精神療養病棟入院料を算定する患者	精神療養病棟入院料を算定する患者
十四 老人一般病棟入院医療管理料を算定する特定患者（百八十日を超えて入院するものであつて当該管理料の算定を開始した日から起算して九十日を経過したものに限る。）	老人一般病棟入院医療管理料を算定する特定患者（百八十日を超えて入院するものであつて当該管理料の算定を開始した日から起算して九十日を経過したものに限る。）
十五 一般病棟に入院した日から起算して九十日を超えて入院している老人であつて、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（以下「老人算定基準」という。）の別表第一老人医科診療報酬点数表第1章第2部第1節老人一般病棟入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣の定める状態等にある患者	一般病棟に入院した日から起算して九十日を超えて入院している老人であつて、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（以下「老人算定基準」という。）の別表第一老人医科診療報酬点数表第1章第2部第1節老人一般病棟入院基本料の注6に規定する厚生労働大臣の定める状態等にある患者
十六 老人性痴呆疾患治療病棟入院料を算定している患者	老人一般性痴呆疾患治療病棟入院料を算定している患者
十七 短期滞在手術基本料1を算定している患者	短期滞在手術基本料1を算定している患者
十八 老人看護配置基準の計算対象としない治療室、病室又は専用施設	老人看護配置基準の計算対象としない治療室、病室又は専用施設
十九 救命救急入院料に係る治療室	救命救急入院料に係る治療室
二十 特定集中治療室管理料に係る治療室	特定集中治療室管理料に係る治療室
二十一 新生児特定集中治療室管理料に係る治療室	新生児特定集中治療室管理料に係る治療室
二十二 総合周産期特定集中治療室管理料に係る治療室	総合周産期特定集中治療室管理料に係る治療室
二十三 広範囲熱傷特定集中治療室管理料に係る治療室	広範囲熱傷特定集中治療室管理料に係る治療室
二十四 一類感染症患者入院医療管理料に係る治療室	一類感染症患者入院医療管理料に係る治療室
二十五 老人一般病棟入院医療管理料に係る治療室	老人一般病棟入院医療管理料に係る治療室
二十六 短期滞在手術基本料1に係る回復室	短期滞在手術基本料1に係る回復室
二十七 外来化学療法加算に係る専用施設	外来化学療法加算に係る専用施設
二十八 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、	重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、
二十九 重度の精神障害者等の重度障害者	重度の精神障害者等の重度障害者
三十 難病患者等	難病患者等
三十一 慢性新生物に対する治療（重篤な副作用のあるもの等に限る。）を実施している状態にある患者	慢性新生物に対する治療（重篤な副作用のあるもの等に限る。）を実施している状態にある患者
三十二 観血的動脈圧測定を実施している状態にある患者	観血的動脈圧測定を実施している状態にある患者
三十三 老人算定基準の別表第一老人医科診療報酬点数表第2章第7部に規定する老人理学療法(I)、老	老人算定基準の別表第一老人医科診療報酬点数表第2章第7部に規定する老人理学療法(I)、老

人理学療法(Ⅱ)若しくは老人理学療法(Ⅳ)又は老人作業療法(Ⅰ)若しくは老人作業療法(Ⅲ)のうち個別療法を実施している状態にある患者（患者の入院の日から起算して百八十日までの間に限る。）

ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態にある患者

頻回に喀痰吸引を実施している状態にある患者

人工呼吸器を使用している状態にある患者

人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態にある患者

全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して三十日までの間に限る。）にある患者

前各号までに掲げる状態に準ずる状態にある患者

別表第五 老人特定入院基本料、療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに老人一般病棟入院医療管理料に含まれる画像診断、リハビリテーション及び処置並びにこれらに含まれない注射薬

これらに含まれる画像診断

写真診断（単純撮影（エックス線診断料に係るものに限る。）に限る。）

撮影（単純撮影（エックス線診断料に係るものに限る。）に限る。）

これらに含まれるリハビリテーション

理学療法（集団療法に限る。）及び老人理学療法（集団療法に限る。）

作業療法（集団療法に限る。）及び老人作業療法（集団療法に限る。）

言語聴覚療法（集団療法に限る。）

これらに含まれる処置

創傷処置（熱傷に対する処置を除く。）

喀痰吸引

挾便

酸素吸入

酸素テント

皮膚科軟膏処置

膀胱洗浄

留置カテーテル設置（老人留置カテーテル設置を含む。）

導尿（老人導尿料を含み、間歇的導尿を除く。）

腔洗浄

眼処置

耳処置

耳管処置

口腔、咽頭処置

喉頭処置

鼻処置

超音波ネプライザー

消炎鎮痛等処置

鼻腔栄養

老人処置料

これらに含まれない注射薬（老人特定入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に係る場合を除く。）

エリスロボエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに對して投与された場合に限る。）

別表第六 難病患者等入院診療加算に係る疾患及び状態
一 対象疾患の名称
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン舞蹈病

パーキンソン病

シヤイ・ドレー・ガードー病

クロイツフェルト・ヤコブ病

亜急性硬化性全脳炎

メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症（開胸心手術又は直腸悪性腫瘍手術の後に発症したものに限る。）

後天性免疫不全症候群（HIV感染を含む。）

多剤耐性結核

二 対象となる状態

(1) 多剤耐性結核以外の疾患を主病とする患者にあっては、当該疾患を原因として日常生活動作に著しい支障を来している状態（後天性免疫不全症候群（HIV感染を含む。）については当該疾患に罹患している状態、パーキンソン病についてはヤールの臨床的症度分類のステージ3以上であつて生活機能症度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）

(2) 多剤耐性結核を主病とする患者にあっては、治療上の必要があつて、適切な陰圧管理を行うために必要な構造及び設備を有する病室に入院している状態

別表第七 地域加算に係る地域区分

4種地域		3種地域					2種地域					1種地域		区分	区分	
宮城県	北海道	福岡県	兵庫県	大阪府	神奈川県	兵庫県	大阪府	京都府	愛知県	神奈川県	東京都	東京都	特別区	都道府県	地 域	
仙台市	(札幌市)、(小樽市)	(北九州市)、(福岡市)	伊丹市	高石市、(泉大津市)、(貝塚市)、(泉佐野市)、(富田林市)、(和泉市)	(三浦郡葉山町)											
宮城県	北海道	福岡県	兵庫県	大阪府	神奈川県	兵庫県	大阪府	京都府	愛知県	神奈川県	東京都	東京都	特別区	都道府県	地 域	

埼玉県	川越市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、岩槻市、狭山市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市
千葉県	千葉市、市川市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市、(船橋市)
東京都	昭島市、町田市、小平市、日野市、東村山市、福生市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、(青梅市)
神奈川県	平塚市、藤沢市、小田原市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市
静岡県	(静岡市)、(熱海市)、(伊東市)
愛知県	岡崎市
滋賀県	大津市
京都府	宇治市、(向日市)
大阪府	羽曳野市、門真市、(柏原市)
兵庫県	(姫路市)、(明石市)、(川西市)
奈良県	奈良市、大和郡山市、生駒市
和歌山県	(和歌山市)
長崎県	(長崎市)
福岡県	(久留米市)、(飯塚市)
山口県	(下関市)
広島県	広島市
岡山県	(岡山市)

備考 この表の下欄に掲げる地域及び特例地域は、平成五年四月一日(括弧書で示された地域については平成二年四月一日)において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものではない。

別表第八

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項に規定する新感染症又は同法第六条第二項に規定する一類感染症に罹患している患者
- 二 前号の感染症の疑似症患者又は無症状病原体保有者
- 別表第九 回復期リハビリテーションをする状態

- 一 脳血管疾患、脊髄損傷等の発症後三ヶ月以内の状態
- 二 大腿骨頸部、下肢又は骨盤等の骨折の発症後三ヶ月以内の状態
- 三 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により生じた廃用症候群を有しており、手術後又は発症後三ヶ月以内の状態

四 前三号に準ずる状態

別表第十 精神科救急入院料及び精神科急性期治療病棟入院料の対象患者

一 精神科救急入院料の対象患者

イ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院する患者

ロ イ以外の患者であつて、精神科救急入院料に係る病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）に入院したことがない患者

二 精神科急性期治療病棟入院料の対象患者

イ 精神科急性期治療病棟に入院する前三月間において保険医療機関（当該病棟を有する保険医療機関を含む。）に入院したことがない患者

ロ 精神科急性期治療病棟を有する保険医療機関に入院している患者であつて、急性増悪のため当該病棟における治療が必要な患者

別表第十一 短期滞在手術基本料に係る手術

一 短期滞在手術基本料1が算定できる手術

K 0 0 5 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外） 3 長径四センチメートル以上（六歳未満に限る。）

K 0 0 6 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外） 3 長径六センチメートル以上（六歳未満に限る。）

K 0 0 8 腹臭症手術

半月板切除術（関節鏡下によるものを含む。）

手根管開放手術（関節鏡下によるものを含む。）

眼内レンズ挿入術

乳腺腫瘍摘出術

気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）

気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）

ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（十二歳未満に限る。）

内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術 1 早期悪性腫瘍粘膜切除術

内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1 早期悪性腫瘍粘膜切除術

K 7 2 1 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術 1 早期悪性腫瘍粘膜切除術

K 5 1 0 気管支腫瘍摘出術（気管支鏡によるもの）

K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（十二歳未満に限る。）

K 0 6 9 半月板縫合術（関節鏡下によるものを含む。）

K 0 7 4 鞣帶断裂縫合術（関節鏡下によるものを含む。）

K 4 5 3 頸下腺摘出術（歯科点数表においてはJ056）

K 4 5 4 頸下腺摘出術（歯科点数表においてはJ055）

K 4 6 1 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術

K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 1 拔去切除術

K 6 7 2 1 2 腹腔鏡下胆囊摘出術

K 7 1 8 1 腹腔鏡下虫垂切除術

K 7 4 3 痢核手術（脱肛を含む。） 3 根治手術

K 7 8 1 経尿道的尿路結石除去術（超音波下に行つた場合も含む。）

K 8 2 3 尿失禁手術

K 8 6 7 子宮頸部切除術

K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

K 8 7 3 子宮附属器腫瘍摘出術（両側） 2 腹腔鏡によるもの